1ページ目

港北区バリアフリー基本構想（概要版）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。横浜市では、平成28 年度末に各区１地区で基本構想の作成が完了し、現在は、２巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、１つの基本構想として作成しています。港北区では、平成18 年度に「新横浜駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。今回、新横浜駅周辺地区の見直しに加えて、一体の駅勢圏を有する小机駅周辺地区、大倉山駅周辺地区も含めた新たな基本構想の検討を進め、「港北区バリアフリー基本構想」を作成しました。

図→18区のイラスト中港北区をクローズアップ。港北区内にある新幹線や市営地下鉄、ＪＲ、相鉄、東急の各鉄道会社の駅を表示。

エンド

【参 考】

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25 条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※１）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※２、生活関連経路※３及び特定事業※４を定めます。なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作

成から概ね５年後または概ね 10 年後を目標に事業を実施することになります。

※１「重点整備地区」生活関連施設が３以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※２「生活関連施設」高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

※３「生活関連経路」生活関連施設間を結ぶ経路

※４「特定事業」生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

エンド

1ページ目エンド

２ページ３ページ目

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（新横浜駅・小机駅周辺地区（新横浜駅拡大図））

主に、北東に位置する港北年金事務所、港北スポーツセンターから、北西に位置する新横浜心のホスピタルや新横浜駅の高架橋周辺にスポットが当てられており、地上生活関連経路や商業施設、学校、公園、銀行、旅客施設などが色付けされたいる。また、立体横断施設として新横浜２丁目からキュービックプラザまでの生活関連経路が図示されている。

以下、新横浜駅・小机駅周辺地区（新横浜駅拡大図）における各ポイントの説明一覧

公共交通特定事業

＜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅＞

●触知案内板の音声案内の音量調整（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●階段上端の視覚障害者誘導用ブロ

ックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

道路特定事業

経路①＝港北スポーツセンターからメガドンキ新横浜店までのおよそ200メートル

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路⑯＝横浜市総合保険医療センターから新横浜フジビューまでのおよそ500メートル

●平坦性の改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

経路㉑＝新横浜２丁目からキュービックプラザまでの立体横断施設（総距離約500メートル）

●エスカレーターの音声案内の変更（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●音声案内板の改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

建築物特定事業

＜横浜銀行新横浜支店＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜横浜信用金庫新横浜支店＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜新横浜グレイスホテル＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜新横浜プリンスホテル＞

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（今後機会を捉えて検討する事業）

＜コートホテル新横浜＞

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置（今後機会を捉えて検討する事業）

＜みずほ銀行新横浜支店＞

◇視覚障害者誘導用ブロックの設置（今後機会を捉えて検討する事業）

＜大豆戸小学校＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

都市公園特定事業

都市公園特定事業

＜新横浜公園＞

○バリアフリートイレのドアの改修検討（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

◇舗装の改修（今後機会を捉えて検討する事業）

●黄色のラインを柱の縁沿いに延長（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

教育啓発特定事業 【地区共通】

□地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□職員向けの障害者対応研修を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□道路のバリアフリー関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

教育啓発特定事業

＜JR 横浜線 新横浜駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜東海道新幹線 新横浜駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜障害者スポーツ文化センター横浜ラポール＞

□障害のない方（健常者）が、施設を利用する際に、障害特性や配慮方法などを記載したリーフレットなどを配布（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□聴覚障害に関する理解を深めるための出前講座等の実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

教育啓発特定事業 【地区共通】

□地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□職員向けの障害者対応研修を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□道路のバリアフリー関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

交通安全特定事業

＜経路⑯ 横浜労災病院入口交差点＞

●歩行者青時間延長の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

エンド

２ページ３ページ目エンド

４ページ５ページ目

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（小机駅周辺地区）

日産スタジアム周辺地図。生活関連経路は日産スタジアムから新横浜公園第３駐車場や小机小学校、新横浜母と子の病院まで延びている。

公共交通特定事業

＜JR 横浜線 小机駅＞

◇滑りにくい床面への改修（今後機会を捉えて検討する事業）

◇主要な設備の配置を示した触知案内板の設置（今後機会を捉えて検討する事業）

●ホームドアの整備（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

道路特定事業

経路㉓＝新横浜母と子の病院から北東におよそ100メートルの経路

●側溝改修の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）経路㉕＝城郷小机地域ケアプラザから南東へゆく大通りをおよそ1キロの経路

●排水施設の蓋交換（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

○電柱移設の検討（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●平坦性の改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）経路㉗＝小机駅から小机駅前までおよそ50メートルの経路

●案内板等設置の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）経路㉚＝新横浜公園第３駐車場から日産スタジアムまで延びるおよそ400メートルの大通り

●舗装の改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●舗装の改修（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜小机駅前広場＞

○平坦性の改善（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

○平坦性の改善（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

○歩車道境界を縁石で区分（歩道設置）（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

○屋根付き乗降場の整備検討（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

○平坦性の改善（令和15年度（2033年度）までの整備を目標に実施する事業）

建築物特定事業

＜城郷小学校＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

＜小机小学校＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

教育啓発特定事業

＜JR 横浜線 小机駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

＜横浜市城郷地域ケアプラザ＞

□小学生向けの福祉教育（障害者に関する普及啓発）の実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

教育啓発特定事業 【地区共通】

□地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□職員向けの障害者対応研修を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□道路のバリアフリー関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

エンド

４ページ５ページ目エンド

６ページ７ページ目

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（大倉山駅周辺地区）

大倉山駅を中心とした半径約600メートルの地図

公共交通特定事業

＜東急東横線 大倉山駅＞

◇券売機下壁の改修（今後機会を捉えて検討する事業）

道路特定事業

経路②＝地域子育て支援拠点どろっぷから大倉山までおよそ700メートルの大通り

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●輝度比確保の検討

経路⑤＝港北区役所から真北に在る大倉山記念病院入口までのおよそ600メートルの大通り

●誘導シート設置の検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●平坦性の改善（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

建築物特定事業

＜大倉山駅前公衆トイレ＞

◇ベビーチェアの設置（今後機会を捉えて検討する事業）

＜港北区役所＞

◇車いす使用者用駐車施設の改善（今後機会を捉えて検討する事業）

◇タクシー乗降場の設置（今後機会を捉えて検討する事業）

●総合案内板の改修検討（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

◇トイレの改修検討（今後機会を捉えて検討する事業）

＜横浜銀行大倉山支店＞

●視覚障害者誘導用ブロックの設置検（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）討

＜大綱中学校＞

●インターホン及び視覚障害者誘導用ブロックの設置（令和10年度（2028年度）までの整備を目標に実施する事業）

教育啓発特定事業

＜東急東横線 大倉山駅＞

□移動等円滑化を図るために必要な教育訓練（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

教育啓発特定事業 【地区共通】

□地域防災拠点開設時に要援護者への対応を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□職員向けの障害者対応研修を実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

□道路のバリアフリー関する一般向け・小学生向けの出前講座の実施（過去から継続して実施している、継続的に実施する事業）

エンド

６ページ７ページ目エンド

8ページ目

■ バリアフリー化の基本的な考え方バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

エンド

■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）令和２年５月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障碍者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。港北区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「小学生向けの福祉教育（障害者に関する普及啓発）の実施」や「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」などを位置づけています。

エンド

■ これまでの経緯と今後の進め方学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される港北区部会を設置し、検討を進めました。

港北区部会

第１回港北区部会［令和４年（2022 年）１月17 日］

●バリアフリー法や基本構想の内容把握

●地区の現状把握

●重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の検討

●まちあるき点検・ワークショップの企画

（第２回港北区部会までの経過）

バリアフリー情報募集

［令和４年（2022 年）２月１日～令和４年（2022 年）３月31 日］

まちあるき点検・ワークショップ

・大倉山駅 ［令和４年（2022 年）５月16 日］

・新横浜駅・小机駅① ［令和４年（2022 年）６月１日］

・新横浜駅・小机駅② ［令和４年（2022 年）６月３日］

事業者にヒアリング

第２回港北区部会［令和５年（2023 年）２月16 日］

●まちあるき点検結果の整理

●地区の課題と対応策の検討

（第３回港北区部会までの経過）

事業者との調整

第３回港北区部会［令和５年（2023 年）７月26 日］

●基本構想原案の提案

↓

基本構想原案

↓

法に基づく事業者との協議

↓

基本構想作成 令和５年（2023 年）11 月

↓

各事業者は、基本構想に基づいて

特定事業計画を作成し、

概ね10 年後の令和15 年度（2033 年度）

までを目標に事業を実施

エンド

■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。

◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。

◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。

◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。

◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。

◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。

◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

◆バリアフリー基本構想とは

◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。

◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。

◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。

◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。

◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。

◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。

◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

エンド

発行　横浜市道路局・港北区役所　令和５年（2023年）11月

8ページ目エンド